

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
--------	-----------------

佐 本 人 少 発 第 9 5 号
令 和 5 年 4 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

有 効	令和8年3月31日まで
少年サポート係	
企画・指導係	

生 活 安 全 部 長

ＳＮＳに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動
の推進について（通達）

ＳＮＳに起因して犯罪被害にあった児童数は高水準で推移しており、未成年者誘拐をはじめとした重要犯罪被害への発展も後を絶たない。

こうした状況に対応するため、これまで、「ＳＮＳに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動の推進について（通達）」（令和5年1月6日付け佐本人少発第3号。以下「旧通達」という。）により、児童の保護を図ってきたが、ＳＮＳ上の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みの種類は多岐にわたっており、より一層適切に対応していくため、旧通達を改正することとしたので、周知徹底を図りたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 注意喚起・警告活動の実施要領

(1) 実施主体

人身安全・少年課

(2) 対象とするＳＮＳ

T w i t t e r とする。

(3) サイバーパトロール

T w i t t e r を検索して、児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みを発見する。

(4) 対象とする書き込み

次の事項に該当する書き込みを対象とする。

なお、対象とする書き込みの該当性は、当該書き込みだけではなく、プロ

フィール情報や隠語等から総合的かつ組織的に判断するものとする。

ア 児童と思料される者による書き込み

(ア) 児童と誘引者が対面する類型の書き込み

児童買春や対価交際等の相手方を求めていると認められるもの、家出を企図する児童が宿泊先の提供を求めていると認められるものなど、児童と誘引者が対面した上、性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

(イ) 児童と誘引者が対面しない類型の書き込み

児童ポルノ画像や着用済み下着の販売等、児童と誘引者が対面することはないものの、当該書き込みに起因して性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

イ 児童の性被害等を誘引していると思料される者による書き込み

誘引者による児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みとする。

ウ 地域性

書き込み内容から、本県警察の管轄区域内の地域性を有することが明白な書き込み、又はその地域性が不明な書き込みとする。

(5) 注意喚起・警告の実施

ア 対象とする書き込みについては、速やかに、当該書き込みに対して、人身安全・少年課が保有するアカウントを活用し、注意喚起・警告投稿文を返信の上、注意喚起・警告画像を貼付する。

なお、注意喚起・警告投稿文及び画像については、別途通知する。

イ 投稿文の返信に当たっては、ダイレクトメールなどの相互連絡機能を用いての投稿は行わない。

2 警察署・ボランティア等と連携した効率的なサイバーパトロールの実施

(1) 警察署等との連携

実施主体である人身安全・少年課による注意喚起・警告活動のほか、警察署等においても、通常業務の中で対象とする書き込みを発見した場合は、アカウント等を特定した上で、速やかに人身安全・少年課少年サポート係に報告すること。

(2) ボランティア等との連携

本活動に当たっては、少年警察ボランティア等に対し、対象とする書き込みの発見と警察（人身安全・少年課）への通報を依頼するなど、効率的な実施に努めること。

3 注意喚起・警告活動実施中に児童の安全を早急に確認する必要があると認められる

書き込みを発見した場合の措置

注意喚起・警告活動中に、児童が重大な事件に巻き込まれるおそれのある書き込みや自殺予告事案など児童の安全を早急に確認する必要が認められる書き込みを発見した場合は、関係部門と連携して運営事業者に対する緊急開示要請等の調査を行うとともに、関係通達等に基づいて人命保護のための緊急の対処を開始すること。

4 その他

S N Sの利用に当たっては、本県警察における情報セキュリティに係る規定を遵守の上、適切な運用に努めること。